

【表紙】

| | |
|------------|------------------------------|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年 8月10日 |
| 【中間会計期間】 | 第5期中(自平成27年12月1日至平成28年5月31日) |
| 【会社名】 | 株式会社マネーフォワード |
| 【英訳名】 | Money Forward, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長CEO 辻 庸介 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル本館17階 |
| 【電話番号】 | 03-6453-9160(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員CFO 金坂 直哉 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都港区芝五丁目33番1号 森永プラザビル本館17階 |
| 【電話番号】 | 03-6453-9160(代表) |
| 【事務連絡者氏名】 | 取締役執行役員CFO 金坂 直哉 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

提出会社の状況

| 回次 | 第3期中 | 第4期中 | 第5期中 | 第3期 | 第4期 |
|-----------------------------|------------------------------------|------------------------------------|------------------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|
| 会計期間 | 自平成25年 12月1日 至平成26年 5月31日 | 自平成26年 12月1日 至平成27年 5月31日 | 自平成27年 12月1日 至平成28年 5月31日 | 自平成25年 12月1日 至平成26年 11月30日 | 自平成26年 12月1日 至平成27年 11月30日 |
| 売上高 (千円) | - | - | 581,023 | 76,133 | 441,700 |
| 経常損失 () (千円) | - | - | 339,895 | 548,389 | 1,133,819 |
| 中間(当期)純損失 () (千円) | - | - | 341,785 | 549,683 | 1,142,110 |
| 持分法を適用した場合の投資利益 (千円) | - | - | - | - | - |
| 資本金 (千円) | - | - | 1,880,986 | 359,222 | 1,880,986 |
| 発行済株式総数 (株) | | | | | |
| 普通株式 | - | - | 428,100 | 4,281 | 428,100 |
| 甲種類株式 | - | - | 64,000 | 640 | 64,000 |
| 乙種類株式 | - | - | 111,000 | 1,110 | 111,000 |
| 丙種類株式 | - | - | 120,400 | - | 120,400 |
| 丁種類株式 | - | - | 75,418 | - | 75,418 |
| 純資産額 (千円) | - | - | 1,614,586 | 33,469 | 1,946,401 |
| 総資産額 (千円) | - | - | 2,219,933 | 152,996 | 2,512,848 |
| 1株当たり純資産額 (円) | - | - | 126.81 | 44.96 | 105.42 |
| 1株当たり中間(当期)純損失金額 (円) | - | - | 21.39 | 45.69 | 78.07 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額 (円) | - | - | - | - | - |
| 1株当たり配当額 (円) | - | - | - | - | - |
| 自己資本比率 (%) | - | - | 71.76 | 21.88 | 77.00 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | - | 176,743 | 466,508 | 1,023,355 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | - | 17,793 | 13,844 | 93,287 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー (千円) | - | - | 116,028 | 54,821 | 3,298,285 |
| 現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (千円) | - | - | 1,977,162 | 106,085 | 2,287,728 |
| 従業員数 (人) | - | - | 134 | 47 | 93 |
| (外、平均臨時雇用者数) | (-) | (-) | (38) | (5) | (14) |

(注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、中間連結会計期間及び連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 当半期報告書は、当社が最初に提出する半期報告書であるため、第3期中及び第4期中は記載しておりません。

4. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。

5. 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり中間(当期)純損失金額であるため記載しておりません。
6. 1株当たり配当額については、配当を実施していないため記載しておりません。
7. 当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容から「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純損失金額()の算定における期末株式数及び期中平均株式数には種類株式を含めております。
8. 第3期、第4期及び第5期中の1株当たり純資産額の算定に当たっては、種類株式に対する残余財産分配額を控除して算定しております。
9. 平成29年6月23日付で、定款及び取締役会決議に基づき甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式及び丁種類株式の取得条項を行使したことにより、甲種類株式64,000株、乙種類株式111,000株、丙種類株式120,400株及び丁種類株式75,418株を自己株式として取得し、その対価として普通株式をそれぞれ64,000株、111,000株、120,400株、75,418株交付しております。また、同日付で自己株式として保有する甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式及び丁種類株式をすべて消却しております。
10. 当社は、平成26年12月15日付で株式1株につき100株の割合で、平成29年6月24日付で株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり中間(当期)純損失金額()を算定しております。
11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は()内に年間の平均雇用人員を外数で記載しております。

2【事業の内容】

当中間会計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

3【関係会社の状況】

該当事項はありません。

4【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成28年5月31日現在

| | |
|---------|---------|
| 従業員数(人) | 134(31) |
|---------|---------|

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含む。)は、当中間会計期間の平均雇用人員を()外数で記載しております。
2. 当社はプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、セグメント情報との関連については記載しておりません。
3. 前事業年度に比べ、従業員数が41名増加しております。これは主に事業の拡大に伴う採用の増加によるものであります。

(2) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

当半期報告書は、当社が最初に提出する半期報告書であるため、前年同期との対比は行っておりません（以下、「(2)キャッシュ・フロー」、「2 生産、受注及び販売の状況」及び「7 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析」においても同じ。）。

当中間会計期間におけるわが国経済は、企業収益の回復や雇用・所得環境の改善傾向が継続するなど、政府による各種経済政策の効果を背景に緩やかな回復基調で推移致しました。

当社が属する国内のFintech市場におきましては、金融庁や経済産業省におけるFintech市場に関連した政策検討の開始、各金融機関・大手システムインテグレーターによる動きの活発化、さらには、Fintech市場における大型の資金調達事例が増加するなど、今後も成長が見込まれる市場として注目を集めております。

またクラウドサービスへの理解や、スマートフォン・タブレット端末の活用が進展を見せ、新しい形態・領域に対するITサービスの浸透が進んでまいりました。

このような環境において、『マネーフォワード』では、金融関連サービスとの連携数の増加や、新機能のリリースなど、ユーザビリティの向上に注力した結果、利用者数は平成28年5月末時点で350万人を突破しております。

一方で、MFクラウドシリーズにおいても、対応する金融機関数の増加や、給与計算・マイナンバー管理などの各種業務に対応した機能の拡充に注力するとともに、導入いただく会計事務所数の拡大など、利用事業者の増加に努めております。

さらに、将来を見据え、組織体制の強化のための人材採用や、プロモーション実施による広告宣伝等の先行投資を積極的に実施致しました。

以上の結果、当中間会計期間の業績は、売上高581,023千円、営業損失338,348千円、経常損失339,895千円、中間純損失341,785千円となりました。

(2)キャッシュ・フロー

当中間会計期間末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、1,977,162千円となりました。当中間会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次の通りであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における営業活動の結果使用した資金は176,743千円となりました。主な収入は、前受収益の増加115,181千円等であり、主な支出は、先行投資を積極的に実施したことによる税引前中間純損失の計上339,895千円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における投資活動の結果使用した資金は17,793千円となりました。主な支出は、投資有価証券の取得による支出15,025千円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当中間会計期間における財務活動の結果使用した資金は116,028千円となりました。主な支出は、短期借入金の返済による支出126,000千円であります。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は受注生産を行っておりませんので、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当中間会計期間の販売実績は次のとおりであります。

(単位：千円)

| サービスの名称 | 当中間会計期間 (自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日) |
|------------|---|
| PFMサービス | 302,442 |
| MFクラウドサービス | 273,166 |
| その他 | 5,414 |
| 合計 | 581,023 |

(注) 1. 当社の事業セグメントは、プラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、サービス別の販売実績を記載しております。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当中間会計期間において、当社が対処すべき課題について、重要な変更はありません。

4【事業等のリスク】

当中間会計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、有価証券届出書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

5【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6【研究開発活動】

該当事項はありません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社が判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の中間財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この中間財務諸表の作成に当たりまして、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りとは異なる場合があります。

詳細につきましては、「第5 経理の状況 1 財務諸表等(1)財務諸表 重要な会計方針」に記載しております。

(2) 財政状態の分析

当中間会計期間末の総資産は2,219,933千円（前事業年度末比11.7%減）となりました。

流動資産は2,112,498千円（同12.6%減）となりました。主な減少要因は、現金及び預金が310,566千円減少したことによるものであります。

固定資産は107,435千円（同12.8%増）となりました。主な増加要因は、投資有価証券が14,992千円増加したことによるものであります。

当中間会計期間末における負債合計は605,346千円（同6.9%増）となりました。

流動負債は605,346千円（同6.9%増）となりました。主な増加要因は、短期借入金が126,000千円減少したものの、未払費用が27,889千円、前受収益が115,181千円増加したことによるものであります。なお、固定負債はございません。

当中間会計期間末における純資産合計は1,614,586千円（同17.0%減）となりました。主な減少要因は、繰越利益剰余金が1,465,300千円増加したものの、資本準備金が1,807,086千円減少したことによるものであります。

(3) 経営成績の分析

当中間会計期間の売上高は581,023千円となりました。これは主に、PFMサービス及びMFクラウドサービスの利用料収入であります。

当中間会計期間の売上原価は337,293千円となりました。これは主に、PFMサービス及びMFクラウドサービスに係る人件費、外注費であります。

当中間会計期間の販売費及び一般管理費は582,078千円となりました。これは主に、給料及び手当、広告宣伝費であります。

当中間会計期間の営業外収益は579千円となりました。これは主に、受取報奨金であります。

当中間会計期間の営業外費用は2,126千円となりました。これは主に、支払利息であります。

当中間会計期間の特別利益及び特別損失の発生はございません。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「第2 事業の状況 1 業績等の概要(2)キャッシュ・フロー」に記載しております。

(5) 経営成績に重要な影響を与える要因について

当中間会計期間において、当社の経営成績に重要な影響を与える要因について、重要な変更はありません。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

当中間会計期間において、当社の経営者の問題意識と今後の方針について、重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 発行可能株式総数(株) |
|-------|-------------|
| 普通株式 | 800,000 |
| 甲種類株式 | 64,000 |
| 乙種類株式 | 130,000 |
| 丙種類株式 | 200,000 |
| 丁種類株式 | 80,000 |
| 計 | 1,274,000 |

【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末現在発行数(株) (平成28年5月31日) | 提出日現在発行数(株) (平成28年8月31日) | 上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名 | 内容 |
|-------|---------------------------------|-----------------------------|------------------------------------|-----|
| 普通株式 | 428,100 | 428,100 | 非上場 | (注) |
| 甲種類株式 | 64,000 | 64,000 | | |
| 乙種類株式 | 111,000 | 111,000 | | |
| 丙種類株式 | 120,400 | 120,400 | | |
| 丁種類株式 | 75,418 | 75,418 | | |
| 計 | 798,918 | 798,918 | - | - |

(注) 当社は普通株式、甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式を発行しております。普通株式は、完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、当社は、単元株制度を採用しておりません。甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式の内容は以下の通りであります。

(1) 剰余金の配当

当社は、定款に定める剰余金の配当を行うときは、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者及び普通株主又は普通登録株式質権者に対し、それぞれ1株当たり同額の配当をする。

(2) 残余財産の分配

当初の甲種類株式の基準価額は32,500円、乙種類株式の基準価額は500,000円、丙種類株式の基準価額は12,500円、丁種類株式の基準価額は20,400円とする。なお、甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式及び丁種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があったときは、甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式及び丁種類株式の基準価額は、適切に調整されるものとする。

当社は、残余財産を分配する時に残余財産の分配総額が下記の算式により導き出される金額未満の場合、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、a. 甲種類株主又は甲種類登録株式質権者に対して、甲種類株式1株当たりの分配額が基準価額(以下、甲種類株主に対する甲種類株式1株当たりのかかる残余財産分配額を「甲種類優先財産分配額」という。)に満つるまで、b. 乙種類株主又は乙種類登録株式質権者に対して、乙種類株式1株当たりの分配額が基準価額(以下、乙種類株主に対する乙種類株式1株当たりのかかる残余財産分配額を「乙種類優先財産分配額」という。)に満つるまで、c. 丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に対して、丙種類株式1株当たりの分配額が基準価額(以下、丙種類株主に対する丙種類株式1株当たりのかかる残余財産分配額を「丙種類優先財産分配額」という。)に満つるまで、d. 丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対して、丁種類株式1株当たりの分配額が基準価額(以下、丁種類株主に対する丁種類株式1株当たりのかかる残余財産分配額を「丁種類優先財産分配額」という。)に満つるまで分配を行う。かかる分配において、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者は同順位とし、それぞれの持株数に応じて、残余財産の分配を受けるものとする。ただし、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者に対して、甲種類優先財産分配額に発行済甲種類株式総数(ただし、甲種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があった時はその比率に応じて甲種類株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとする。)を乗じた金額(以下「甲種類優先財産分配総額」という。)の全額が支払われた後は、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対して(乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者は同順位とし、それぞれの持株数に応じて、残余財産の分配を受けるものとする。)、普通株主又は普通登録株式質権者及び甲種類株主又は甲種類登録株式質権者に先立ち、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者に対しては乙種類優先財産分配額に発行済乙種類株式総数(ただし、乙種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があった時はその比率に応じて乙種類株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとする。)を乗じた金額(以下「乙種類優先財産分配総額」という。)に満つるまで、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に対しては丙種類優先財産分配額に発行済丙種類株式総数(ただし、丙種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があった時はその比率に応じて丙種類株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとする。)を乗じた金額(以下「丙種類優先財産分配総額」という。)に満つるまで、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対しては丁種類優先財産分配額に発行済丁種類株式総数(ただし、丁種類株式につき、株式分割、株式併合、又はこれに類する事由があった時はその比率に応じて丁種類株式の価値が希薄化しないように適切に調整されるものとする。)を乗じた金額(以下「丁種類優先財産分配総額」という。)に満つるまで、残余財産を分配し、乙種類株主又は乙種類登録株式質

権者に対して、乙種類優先財産分配総額の全額が支払われた後は、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、及び乙種類株主又は乙種類登録株式質権者に先立ち、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に対しては丙種類優先財産分配総額に満つるまで、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対しては丁種類優先財産分配額に丁種類優先財産分配総額に満つるまで、残余財産を分配し、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に対して、丙種類優先財産分配総額の全額が支払われた後は、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、及び丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に先立ち、丁種類優先財産分配総額に満つるまで、残余財産を分配するものとする。

$$\frac{\text{甲種類優先財産分配総額} + \text{乙種類優先財産分配総額} + \text{丙種類優先財産分配総額} + \text{丁種類優先財産分配総額}}{\text{発行済普通株式総数}}$$
 残余財産の分配総額が の算式によって導き出される金額以上、下記算式によって導き出される金額（以下「優先財産分配総額」という。）未満の場合、各種類の株式に対する1株当たりの分配額は以下に定めるものとする。

$$\frac{\text{甲種類優先財産分配総額} + \text{乙種類優先財産分配総額} + \text{丙種類優先財産分配総額} + \text{丁種類優先財産分配総額} + \text{甲種類優先財産分配総額}}{\text{発行済普通株式総数}} \times \frac{\text{発行済普通株式総数}}{\text{発行済甲種類株式総数}}$$

a. 普通株主又は普通登録株式質権者

$$\frac{\text{甲種類優先財産分配総額} - \text{甲種類優先財産分配総額} - \text{乙種類優先財産分配総額} - \text{丙種類優先財産分配総額} - \text{丁種類優先財産分配総額}}{\text{発行済普通株式総数}}$$

b. 甲種類株主又は甲種類登録株式質権者

甲種類優先財産分配額

c. 乙種類株主又は乙種類登録株式質権者

乙種類優先財産分配額

d. 丙種類株主又は丙種類登録株式質権者

丙種類優先財産分配額

e. 丁種類株主又は丁種類登録株式質権者

丁種類優先財産分配額

残余財産の分配総額が の算式によって導き出される金額以上の場合、各種類の株式に対する1株当たりの分配額は以下に定めるところによる。

a. 普通株主又は普通登録株式質権者

$$\frac{\text{甲種類優先財産分配額} + (\text{分配総額} - \text{優先財産分配総額})}{\text{発行済株式の総数}}$$

b. 甲種類株主又は甲種類登録株式質権者

$$\frac{\text{甲種類優先財産分配額} + (\text{分配総額} - \text{優先財産分配総額})}{\text{発行済株式の総数}}$$

c. 乙種類株主又は乙種類登録株式質権者

$$\frac{\text{乙種類優先財産分配額} + (\text{分配総額} - \text{優先財産分配総額})}{\text{発行済株式の総数}}$$

d. 丙種類株主又は丙種類登録株式質権者

$$\frac{\text{丙種類優先財産分配額} + (\text{分配総額} - \text{優先財産分配総額})}{\text{発行済株式の総数}}$$

e. 丁種類株主又は丁種類登録株式質権者

$$\frac{\text{丁種類優先財産分配額} + (\text{分配総額} - \text{優先財産分配総額})}{\text{発行済株式の総数}}$$

(3) 議決権

各種類株主は、当社の株主総会において種類株式1株につき1個の議決権を有する。

(4) 取得請求権

甲種類株主、乙種類株主、丙種類株主又は丁種類株主は、当社が、()吸収分割又は新設分割により当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを他の会社に承継させた場合、又は()当社の主たる事業の全部もしくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、又は丁種類株式の全部又は一部をそれぞれ取得することを請求（以下「償還請求」という。）することができる。上記に基づく甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式の1株当たりの取得額は、それぞれ以下に定めるところによる。

()の吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額又は()の事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当社に支払う金額(以下「分割等対価額」と総称する。)が、下記算式により導き出される金額未満である場合、各種類の株式1株当たりの取得価額は、以下に定めるところによる。

甲種類優先 乙種類優先 丙種類優先 丁種類優先
財産分配総額 + 財産分配総額 + 財産分配総額 + 財産分配総額

a. 甲種類株主

分割等対価額

発行済甲種類株式総数 + 発行済乙種類株式総数 + 発行済丙種類株式総数 + 発行済丁種類株式総数

b. 乙種類株主

分割等対価額

発行済甲種類株式総数 + 発行済乙種類株式総数 + 発行済丙種類株式総数 + 発行済丁種類株式総数

c. 丙種類株主

分割等対価額

発行済甲種類株式総数 + 発行済乙種類株式総数 + 発行済丙種類株式総数 + 発行済丁種類株式総数

d. 丁種類株主

分割等対価額

発行済甲種類株式総数 + 発行済乙種類株式総数 + 発行済丙種類株式総数 + 発行済丁種類株式総数

ただし、かかる場合において、甲種類株主が取得請求しうる株式取得価額の合計が甲種類優先財産分配総額以上となる場合には、各種類の株式1株当たりの取得価額は、以下に定めるところによる。

a. 甲種類株主

甲種類優先財産分配額

b. 乙種類株主

$$\left(\text{分割等対価額} - \frac{\text{甲種類優先財産分配総額}}{\text{発行済乙種類株式総数} + \text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}} \right) \times \frac{1}{\text{発行済乙種類株式総数} + \text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}}$$

c. 丙種類株主

$$\left(\text{分割等対価額} - \frac{\text{甲種類優先財産分配総額}}{\text{発行済乙種類株式総数} + \text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}} \right) \times \frac{1}{\text{発行済乙種類株式総数} + \text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}}$$

d. 丁種類株主

$$\left(\text{分割等対価額} - \frac{\text{甲種類優先財産分配総額}}{\text{発行済乙種類株式総数} + \text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}} \right) \times \frac{1}{\text{発行済乙種類株式総数} + \text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}}$$

また、かかる場合において、乙種類株主が取得請求しうる株式取得価額の合計が乙種類優先財産分配総額以上となる場合には、各種類の株式1株当たりの取得価額は、以下に定めるところによる。

a. 甲種類株主

甲種類優先財産分配額

b. 乙種類株主

乙種類優先財産分配額

c. 丙種類株主

$$\left(\text{分割等対価額} - \frac{\text{甲種類優先財産分配総額}}{\text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}} - \frac{\text{乙種類優先財産分配総額}}{\text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}} \right) \times \frac{1}{\text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}}$$

d. 丁種類株主

$$\left(\text{分割等対価額} - \frac{\text{甲種類優先財産分配総額}}{\text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}} - \frac{\text{乙種類優先財産分配総額}}{\text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}} \right) \times \frac{1}{\text{発行済丙種類株式総数} + \text{発行済丁種類株式総数}}$$

さらに、かかる場合において、丙種類株主が取得請求しうる株式取得価額の合計が丙種類優先財産分配総額以上となる場合には、各種類の株式1株当たりの取得価額は、以下に定めるところによる。

a. 甲種類株主

甲種類優先財産分配額

- b. 乙種類株主
乙種類優先財産分配額
- c. 丙種類株主
丙種類優先財産分配額

d. 丁種類株主

$$\left(\text{分割等対価額} - \frac{\text{甲種類優先財産分配総額}}{\text{甲種類優先財産分配総額}} - \frac{\text{乙種類優先財産分配総額}}{\text{乙種類優先財産分配総額}} - \frac{\text{丙種類優先財産分配総額}}{\text{丙種類優先財産分配総額}} \right) \times \frac{1}{\text{発行済丁種類株式総数}}$$

分割等対価額が^gの算式により導き出される金額以上かつ、優先財産分配総額未満である場合、各種類の株式1株当たりの取得価額は、以下に定めるところによる。

- a. 甲種類株主
甲種類優先財産分配額
- b. 乙種類株主
乙種類優先財産分配額
- c. 丙種類株主
丙種類優先財産分配額
- d. 丁種類株主
丁種類優先財産分配額

分割等対価額が、優先財産分配総額以上の場合、各種類の株式1株当たりの取得価額は、以下に定めるところによる。

- a. 甲種類株主
甲種類優先財産分配額 + (分割等対価額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式総数
- b. 乙種類株主
乙種類優先財産分配額 + (分割等対価額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式総数
- c. 丙種類株主
丙種類優先財産分配額 + (分割等対価額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式総数
- d. 丁種類株主
丁種類優先財産分配額 + (分割等対価額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式総数

償還請求の日における分配可能額を超えて償還請求がなされた場合、当社が各甲種類株主から取得すべき甲種類株式の数、乙種類株主から取得すべき乙種類株式の数、丙種類株主から取得すべき丙種類株式の数又は丁種類株主から取得すべき丁種類株式の数は、各種類株主が償還請求した種類株式の数に応じた按分比例の方法により決定される。

(5) 株式の併合・分割、新株引受権等

当社は、株式の分割又は併合を行うときは、普通株式、甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式及び丁種類株式ごとに同時に同一割合でこれを行う。

当社は、株主に新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を与えるときは、各々の場合に応じて、普通株主には普通株式の、甲種類株主には甲種類株式の、乙種類株主には乙種類株式の、丙種類株主には丙種類株式の、丁種類株主には丁種類株式の新株の引受権、新株予約権の引受権又は新株予約権付社債の引受権を、それぞれ同時に同一割合で与える。

(6) 合併、株式交換又は株式移転の場合の措置

当社が消滅会社となる吸収合併もしくは新設合併、又は当社が完全子会社となる株式交換もしくは共同株式移転(以下、(6)において「合併等」という。)をするときは、普通株主又は普通登録株式質権者、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対し存続会社、新設会社又は完全親会社の株式及び金銭その他の財産(以下「割当株式等」という。)が、以下に定められるようにそれぞれ割当てられるようにする。

前項に基づく甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式の1株当たりの割当株式等の金額は、それぞれ以下に定めるところによる。

- a. 割当株式等の金額が以下の算式により導き出される金額未満の場合、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対して割当てを行う、各種類の株式1株当たりの割当株式等の金額は以下に定めるところによる。

$$\frac{\text{甲種類優先財産分配総額}}{\text{甲種類優先財産分配総額}} + \frac{\text{乙種類優先財産分配総額}}{\text{乙種類優先財産分配総額}} + \frac{\text{丙種類優先財産分配総額}}{\text{丙種類優先財産分配総額}} + \frac{\text{丁種類優先財産分配総額}}{\text{丁種類優先財産分配総額}}$$

- (a) 甲種類株主又は甲種類登録株式質権者

割当株式等の金額を甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者

は同順位でそれぞれの持株数に応じて、割当を行い、甲種類優先財産分配額に満つるまでの金額

(b) 乙種類株主又は乙種類登録株式質権者

割当株式等の金額を甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者は同順位でそれぞれの持株数に応じて、割当を行い、乙種類優先財産分配額に満つるまでの金額

(c) 丙種類株主又は丙種類登録株式質権者

割当株式等の金額を甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者は同順位でそれぞれの持株数に応じて、割当を行い、丙種類優先財産分配額に満つるまでの金額

(d) 丁種類株主又は丁種類登録株式質権者

割当株式等の金額を甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者は同順位でそれぞれの持株数に応じて、割当を行い、丁種類優先財産分配額に満つるまでの金額

ただし、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者に対して、甲種類優先財産分配総額の全額が支払われた後は、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対して（乙種類株主又は乙種類登録株式質権者、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者は同順位とする。）、普通株主又は普通登録株式質権者並びに甲種類株主又は甲種類登録株式質権者に先立ち、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者に対しては乙種類優先財産分配総額に満つるまで、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に対しては丙種類優先財産分配総額に満つるまで、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対しては丁種類優先財産分配総額に満つるまで、割当株式等の金額を割当て、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者に対して、乙種類優先財産分配総額の全額が支払われた後は、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者及び丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者並びに乙種類株主又は乙種類登録株式質権者に先立ち、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に対しては丙種類優先財産分配総額に満つるまで、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対しては丁種類優先財産分配総額に満つるまで、割当株式等の金額を割当て、丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に対して、丙種類優先財産分配総額の全額が支払われた後は、丁種類株主又は丁種類登録株式質権者に対して、普通株主又は普通登録株式質権者、甲種類株主又は甲種類登録株式質権者、乙種類株主又は乙種類登録株式質権者並びに丙種類株主又は丙種類登録株式質権者に先立ち、丁種類優先財産分配総額に満つるまで、割当株式等の金額を割当てるものとする。

b. 割当株式等の金額がa.の算式により導き出される金額以上かつ、優先財産分配総額未満である場合、各種類の株式1株当たりの割当株式等の金額は以下に定めるところによる。

(a) 普通株主又は普通登録株式質権者

$$\left(\begin{array}{c} \text{割当株式} \\ \text{等の金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{甲種類優先} \\ \text{財産分配} \\ \text{総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{乙種類優先} \\ \text{財産分配} \\ \text{総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{丙種類優先} \\ \text{財産分配} \\ \text{総額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{丁種類優先} \\ \text{財産分配} \\ \text{総額} \end{array} \right) \times \frac{1}{\text{発行済普通} \\ \text{株式総数}}$$

(b) 甲種類株主又は甲種類登録株式質権者

甲種類優先財産分配額

(c) 乙種類株主又は乙種類登録株式質権者

乙種類優先財産分配額

(d) 丙種類株主又は丙種類登録株式質権者

丙種類優先財産分配額

(e) 丁種類株主又は丁種類登録株式質権者

丁種類優先財産分配額

c. 割当株式等の金額が、優先財産分配総額以上の場合、各種類の株式1株当たりの割当株式等の金額は以下に定めるところによる。

(a) 普通株主又は普通登録株式質権者

甲種類優先財産分配額 + (割当株式等の金額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式の総数

(b) 甲種類株主又は甲種類登録株式質権者

甲種類優先財産分配額 + (割当株式等の金額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式の総数

(c) 乙種類株主又は乙種類登録株式質権者

乙種類優先財産分配額 + (割当株式等の金額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式の総数

- (d) 丙種類株主又は丙種類登録株式質権者
丙種類優先財産分配額 + (割当株式等の金額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式の総数
- (e) 丁種類株主又は丁種類登録株式質権者
丁種類優先財産分配額 + (割当株式等の金額 - 優先財産分配総額) ÷ 発行済株式の総数

(7) 普通株式への転換

甲種類株主は、平成24年12月11日から、次に定める条件で、甲種類株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「甲種類株式転換」という。）を請求することができる。甲種類株式転換の条件は以下のとおりとする。

a. 取得と引換えに交付すべき普通株式数

甲種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得により甲種類株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を甲種類株主に交付するものとする。なお、甲種類株式1株の取得により交付すべき当社の普通株式の株式数を、以下、甲種類転換比率という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{甲種類株主が取得のために提出した甲種類株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記の甲種類株式の払込金額（当初金32,500円）は、甲種類株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{株式分割（併合）前発行済株式数}}{\text{株式分割（併合）後発行済株式数}}$$

調整後の払込金額は、株式分割又は株式併合のための基準日にこれを適用する。

b. 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき32,500円とする。

c. 転換価額の調整

(a) 転換価額は、甲種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

(i) 株式の分割又は無償割当により当社の株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割（無償割当）前発行済株式数}}{\text{株式分割（無償割当）後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日又は無償割当の割当日にこれを適用する。

() 当社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のときをもって次の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済株式数」には、当社の有する当社の株式の数は含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

() 調整前の転換価額を下回る金額をもって当社の株式を発行する場合（自己株式の処分を含む。以下同じ。）、次の算式（以下「甲種類株式転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式（新株予約権の行使の目的である株式、又は取得条項付株式もしくは取得請求権付株式を取得するのと引換えに当該株主に対して交付する。当社の他の株式をいう。以下同じ。）は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

- () 調整前の転換価額を下回る価額をもって当社の株式と引換えに当社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、甲種類株式転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当社株式の対価（当社の取締役会が決定した額とし、以下「甲種類株式取得対価」という。）を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記（ ）において転換価額を調整する必要がある場合は、甲種類株式取得対価が当該調整後の転換価額を下回る場合に限り本（ ）に基づく調整を行う。
- () 新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下同じ。）の行使により交付される株式（当社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、甲種類株式転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株当たりの払込金額（行使価額）」と、「新発行株式数」を「新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えて計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。
- () 当社が存続会社となる合併、当社が完全親会社となる株式交換又は株式移転（以下「合併等」という。）が行われる場合において、合併により消滅会社の株主に割当てられる当社の株式もしくは株式交換又は株式移転により完全子会社の株主に割当てられる当社の株式（以下「割当株式」という。）1株当たりの価値（当社の取締役会において合理的に定められる額とする）が調整前の転換価額を下回る場合、次の算式により計算される額を、調整後の転換価額とする。なお、当該新発行株式数が当社の普通株式でない場合は全て普通株式を取得したとみなして計算する。調整後の転換価額は、合併等の効力発生日以降、これを適用する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{割当株式数} \times \text{割当株式} 1 \text{株当たりの価値}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{割当株式数}}$$

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は甲種類株主及び甲種類登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、甲種類株主の過半数の議決権を有する甲種類株主の同意を要するものとする。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- () 当社の株式を取得することができる取得条項付株式又は取得請求権付株式の発行により転換価額の調整を行った場合において、当該株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
- () 当社の株式を取得することができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

d. 転換価額の調整を行わない場合

本項c.の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

- (a) ある種類の株式の取得により当社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当社の株式を発行もしくは処分するとき。
- (b) 甲種類株主の過半数の議決権を有する甲種類株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。
- (c) 当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問又は従業員に限り、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき。ただし、当社の発行する全ての新株予約権について、その目的たる株式の数が発行時における当社の発行済普通株式総数及び発行会社の発行済の種類株式のうち、普通株式に転換可能なものについて、取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の総数を合計した数の17分の3（1未満の端数が生じた場合には、かかる端数は切り上げる。）を超える場合は、c.(a)(v)に基づき転換価額の調整を行うものとする。この場合、甲種類株式転換価額調整式における「新株予約権の行使により発行される新株の数」は、発行される新株予約権全部についての新株予約権の目的たる株式数を使用するものとする。

乙種類株主は、平成25年10月22日から、次に定める条件で、乙種類株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「乙種類株式転換」という。）を請求することができる。乙種類株式転換の条件は以下のとおりとする。

a. 取得と引換えに交付すべき普通株式数

乙種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得により乙種類株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を乙種類株主に交付するものとする。なお、乙種類株式1株の取得により交付すべき当社の普通株式の株式数を、以下、乙種類転換比率という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{乙種類株主が取得のために提出した乙種類株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記の乙種類株式の払込金額（当初金500,000円）は、乙種類株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{株式分割（併合）前発行済株式数}}{\text{株式分割（併合）後発行済株式数}}$$

調整後の払込金額は、株式分割又は株式併合のための基準日にこれを適用する。

b. 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき500,000円とする。

c. 転換価額の調整

(a) 転換価額は、乙種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- () 株式の分割又は無償割当により当社の株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割（無償割当）前発行済株式数}}{\text{株式分割（無償割当）後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日又は無償割当の割当日にこれを適用する。

- () 当社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のあるときをもって次の算式により転換価額を調整する。但し、以下の算式における「発行済株式数」には、当社の有する当社の株式の数は含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

- () 調整前の転換価額を下回る金額をもって当社の株式を発行する場合、次の算式（以下「乙種類株式転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

- () 調整前の転換価額を下回る価額をもって当社の株式と引換えに当社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、乙種類株式転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当社株式の対価（当社の取締役会が決定した額とし、以下「乙種類株式取得対価」という。）を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記()において転換価額を調整する必要がある場合は、乙種類株式取得対価が当該調整後の転換価額を下回る場合に限り本()に基づく調整を行う。
- () 新株予約権の行使により交付される株式（当社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、乙種類株式転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株当たりの払込金額（行使価額））」と、「新発行株式数」を「新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えて計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。
- () 合併等が行われる場合において、割当株式1株当たりの価値（当社の取締役会において合理的に定められる額とする）が調整前の転換価額を下回る場合、次の算式により計算される額を、調整後の転換価額とする。なお、当該新発行株式数が当社の普通株式でない場合は全て普通株式を取得したとみなして計算する。調整後の転換価額は、合併等の効力発生日以降、これを適用する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{割当株式数} \times \text{割当株式1株当たりの価値}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{割当株式数}}$$

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は乙種類株主及び乙種類登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、乙種類株主の過半数の議決権を有する乙種類株主の同意を要するものとする。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- () 当社の株式を取得することができる取得条項付株式又は取得請求権付株式の発行により転換価額の調整を行った場合において、当該株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
- () 当社の株式を取得することができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。
- d. 転換価額の調整を行わない場合
- 本項第c.号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。
- (a) ある種類の株式の取得により当社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当社の株式を発行もしくは処分するとき。

- (b) 乙種類株主の過半数の議決権を有する乙種類株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。
- (c) 当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問又は従業員に限り、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき。ただし、当社の発行する全ての新株予約権について、その目的たる株式の数が発行時における当社の発行済普通株式総数及び発行会社の発行済の種類株式のうち、普通株式に転換可能なものについて、取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の総数を合計した数の17分の3（1未満の端数が生じた場合には、かかる端数は切り上げる。）を超える場合は、c.(a)(v)に基づき転換価額の調整を行うものとする。この場合、乙種類株式転換価額調整式における「新株予約権の行使により発行される新株の数」は、発行される新株予約権全部についての新株予約権の目的たる株式数を使用するものとする。

丙種類株主は、平成26年12月19日から、次に定める条件で、丙種類株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「丙種類株式転換」という。）を請求することができる。丙種類株式転換の条件は以下のとおりとする。

a. 取得と引換えに交付すべき普通株式数

丙種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得により丙種類株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を丙種類株主に交付するものとする。なお、丙種類株式1株の取得により交付すべき当社の普通株式の株式数を、以下、丙種類転換比率という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{丙種類株主が取得のために提出した丙種類株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記の丙種類株式の払込金額（当初金12,500円）は、丙種類株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{株式分割（併合）前発行済株式数}}{\text{株式分割（併合）後発行済株式数}}$$

調整後の払込金額は、株式分割又は株式併合のための基準日にこれを適用する。

b. 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき12,500円とする。

c. 転換価額の調整

(a) 転換価額は、丙種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- () 株式の分割又は無償割当により当社の株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割（無償割当）前発行済株式数}}{\text{株式分割（無償割当）後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日又は無償割当の割当日にこれを適用する。

- () 当社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生のおきをもって次の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済株式数」には、当社の有する当社の株式の数は含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

- () 調整前の転換価額を下回る金額をもって当社の株式を発行する場合、次の算式（以下「丙種類株式転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

- () 調整前の転換価額を下回る価額をもって当社の株式と引換えに当社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、丙種類株式転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当社株式の対価（当社の取締役会が決定した額とし、以下「丙種類株式取得対価」という。）を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記（ ）において転換価額を調整する必要がある場合は、丙種類株式取得対価が当該調整後の転換価額を下回る場合に限り本（ ）に基づく調整を行う。
- () 新株予約権の行使により交付される株式（当社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、丙種類株式転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株当たりの払込金額（行使価額）」と、「新発行株式数」を「新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えて計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。
- () 合併等が行われる場合において、割当株式1株当たりの価値（当社の取締役会において合理的に定められる額とする）が調整前の転換価額を下回る場合、次の算式により計算される額を、調整後の転換価額とする。なお、当該新発行株式数が当社の普通株式でない場合は全て普通株式を取得したとみなして計算する。調整後の転換価額は、合併等の効力発生日以降、これを適用する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{割当株式数} \times \text{割当株式1株当たりの価値}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{割当株式数}}$$

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は丙種類株主及び丙種類登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、丙種類株主の過半数の議決権を有する丙種類株主の同意を要するものとする。
 - () 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 当社の株式を取得することができる取得条項付株式又は取得請求権付株式の発行により転換価額の調整を行った場合において、当該株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
 - () 当社の株式を取得することができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額は、この差額を差し引いた額とする。

d. 転換価額の調整を行わない場合

本項第c.号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

- (a) ある種類の株式の取得により当社の普通株式を発行もしくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当社の株式を発行もしくは処分するとき。
- (b) 丙種類株主の過半数の議決権を有する丙種類株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。
- (c) 当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問又は従業員に限り、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき。ただし、当社の発行する全ての新株予約権について、その目的たる株式の数が発行時における当社の発行済普通株式総数及び発行会社の発行済の種類株式のうち、普通株式に転換可能なものについて、取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の総数を合計した数の17分の3（1未満の端数が生じた場合には、かかる端数は切り上げる。）を超える場合は、c.(a)(v)に基づき転換価額の調整を行うものとする。この場合、丙種類株式転換価額調整式における「新株予約権の行使により発行される新株の数」は、発行される新株予約権全部についての新株予約権の目的たる株式数を使用するものとする。

丁種類株主は、平成27年9月4日から、次に定める条件で、丁種類株式を当社が取得し、それと引換えに当社の普通株式を交付すること（以下「丁種類株式転換」という。）を請求することができる。丁種類株式転換の条件は以下のとおりとする。

a. 取得と引換えに交付すべき普通株式数

丁種類株式の取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の株式数は次のとおりとする。ただし、取得により丁種類株主に対し交付すべき普通株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法に定める方法によりこの端数に相当する金銭を丁種類株主に交付するものとする。なお、丁種類株式1株の取得により交付すべき当社の普通株式の株式数を、以下、丁種類転換比率という。

$$\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数} = \frac{\text{丁種類株主が取得のために提出した丁種類株式の払込金額の総額}}{\text{転換価額}}$$

上記の丁種類株式の払込金額（当初金20,400円）は、丁種類株式につき株式分割、又は株式併合があった場合は以下の算式により調整され、その他これに類する事由があった場合は、その比率に応じて取締役会により適切に調節される。

$$\text{調整後払込価額} = \text{調整前払込価額} \times \frac{\text{株式分割（併合）前発行済株式数}}{\text{株式分割（併合）後発行済株式数}}$$

調整後の払込金額は、株式分割又は株式併合のための基準日にこれを適用する。

b. 当初転換価額

当初の転換価額は、1株につき20,400円とする。

c. 転換価額の調整

(a) 転換価額は、丁種類株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり転換価額を調整する。

- () 株式の分割又は無償割当により当社の株式を発行する場合、以下の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済株式数」には、当社が保有する自己株式の数及び株式分割により当社の有する当社の株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{株式分割（無償割当）前発行済株式数}}{\text{株式分割（無償割当）後発行済株式数}}$$

調整後の転換価額は、株式分割のための基準日又は無償割当の割当日にこれを適用する。

- () 当社の株式の株式併合を行う場合には、株式併合の効力発生の日をもって次の算式により転換価額を調整する。ただし、以下の算式における「発行済株式数」には、当社の有する当社の株式の数は含まないものとする。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済株式数}}{\text{併合後発行済株式数}}$$

- () 調整前の転換価額を下回る金額をもって当社の株式を発行する場合、次の算式（以下「丁種類株式転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。なお、調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降これを適用する。なお、調整の結果1円未満の端数が生じた場合、その端数は切り捨てるものとする。また、「既発行株式数」とは、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の初日）の前日の発行済株式総数とし、潜在株式は含まない。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

- () 調整前の転換価額を下回る価額をもって当社の株式と引換えに当社に取得される株式（取得条項付株式又は取得請求権付株式）を発行する場合（自己株式の処分を含む）、かかる株式の払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）に、発行される株式が当初の条件で全て取得されたものとみなし、丁種類株式転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」として、当該取得条項付株式又は取得請求権付株式と引換えに交付される当社株式の対価（当社の取締役会が決定した額とし、以下「丁種類株式取得対価」という。）を使用して計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、払込期日（払込期間が設定される場合はその期間の末日）以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。ただし、上記（ ）において転換価額を調整する必要がある場合は、丁種類株式取得対価が当該調整後の転換価額を下回る場合に限り本（ ）に基づく調整を行う。
- () 新株予約権の行使により交付される株式（当社の株式を取得できる取得条項付株式・取得請求権付株式を含む。）1株当たりの払込金額（行使価額）が調整前の転換価額を下回ることになる新株予約権を発行する場合（無償割当の場合を含む）、かかる新株予約権の割当日に発行される新株予約権全てが行使されたものとみなし、丁種類株式転換価額調整式において「1株当たりの払込金額」を「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使により交付される株式1株当たりの払込金額（行使価額）」と、「新発行株式数」を「新株予約権の行使により交付される株式の数」と読み替えて計算される額を、調整後の転換価額とする。調整後の転換価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、無償割当の場合はその効力発生日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその割当日の翌日以降これを適用する。
- () 合併等が行われる場合において、割当株式1株当たりの価値（当社の取締役会において合理的に定められる額とする）が調整前の転換価額を下回る場合、次の算式により計算される額を、調整後の転換価額とする。なお、当該新発行株式数が当社の普通株式でない場合は全て普通株式を取得したとみなして計算する。調整後の転換価額は、合併等の効力発生日以降、これを適用する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \frac{\text{割当株式数} \times \text{割当株式} 1 \text{株当たりの価値}}{\text{調整前転換価額}}}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{割当株式数}}$$

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は丁種類株主及び丁種類登録質権者に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、転換価額の調整を適切に行うものとする。なお、本(b)に定める転換価額の調整については、丁種類株主の過半数の議決権を有する丁種類株主の同意を要するものとする。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社分割、又は資本減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () 前(i)号のほか、当社の発行済普通株式数（ただし、当社が保有する当社の普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- () 当社の株式を取得することができる取得条項付株式又は取得請求権付株式の発行により転換価額の調整を行った場合において、当該株式の取得可能期間が終了したとき。ただし、当該株式全てが取得された場合を除く。
- () 当社の株式を取得することができる新株予約権の行使期間が終了したとき。ただし、当該新株予約権全てにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (c) 転換価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (d) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。ただし、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差し引いた額とする。

d. 転換価額の調整を行わない場合

前号の定めに関わらず、以下に掲げる事由の場合には、転換価額の調整は行わない。

- (a) ある種類の株式の取得により当社の普通株式を発行若しくは処分するとき、又は新株予約権の行使により当社の株式を発行若しくは処分するとき。
- (b) 丁種類株主の過半数の議決権を有する丁種類株主が、調整を不要とすることにつき書面により同意したとき。
- (c) 当社又は当社の子会社の取締役、監査役、顧問又は従業員に限り、インセンティブ目的で当社の新株予約権を発行するとき。ただし、当社の発行する全ての新株予約権について、その目的たる株式の数が発行時における当社の発行済普通株式総数及び発行会社の発行済の種類株式のうち、普通株式に転換可能なものについて、取得と引換えに交付すべき当社の普通株式の総数を合計した数の17分の3（1未満の端数が生じた場合には、かかる端数は切り上げる。）を超える場合は、c.(a)(v)に基づき転換価額の調整を行うものとする。この場合、丁種類株式転換価額調整式における「新株予約権の行使により発行される新株の数」は、発行される新株予約権全部についての新株予約権の目的たる株式数を使用するものとする。

(8) 一斉取得

当社が株式上場する旨を取締役会において決議し、かつ、株式上場に関する主幹事証券会社から各種類株式を取得するべき旨の要請を受けた場合には、当社は取締役会決議により各種類株式の取得と引換えに普通株式を交付することができるものとする。交付すべき普通株式の内容、数その他条件については、上記記載の(7)の定めを準用する。ただし、各種類株主が普通株式を取得した後6ヶ月以内に当社の株式上場が実現せず、かつ、かかる6ヶ月経過後1ヶ月以内に上記に基づく強制取得を受けた各種類株主が要請した場合には、かかる取得は法令上可能な範囲で取得された日に遡って無効となる。

種類株式の取得の時期に関する証券取引所又は日本証券業協会の取扱が変更された場合は、種類株主は、 に定める取得時期を、かかる取扱の変更に応じて変更することを当社に請求することができる。

(9) 株式の譲渡制限

当社の株式を譲渡により取得するには、取締役会の承認を受けなければならない。

(2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

第1回新株予約権（平成25年3月8日開催の臨時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成25年3月8日取締役会決議）

| | 中間会計期間末現在 (平成28年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年7月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 140(注)1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 14,000(注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 470(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成27年3月9日 至平成34年12月28日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 470 資本組入額 235 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価(上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第2回新株予約権（平成26年1月30日開催の臨時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成26年1月30日取締役会決議）

| | 中間会計期間末現在 （平成28年5月31日） | 提出日の前月末現在 （平成28年7月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 269（注）1 | 264（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 26,900（注）1 | 26,400（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 4,000（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 4,000 資本組入額 2,000 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

- ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
 - イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
 - ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
 - エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。
 - オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
 - カ 新株予約権者が死亡した場合。
 - キ 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。
- 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第3回新株予約権（平成27年2月25日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成27年4月22日取締役会決議）

| | 中間会計期間末現在 （平成28年5月31日） | 提出日の前月末現在 （平成28年7月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 450（注）1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 450（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 7,000（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 7,000 資本組入額 3,500 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

- ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
 - イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
 - ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
 - エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。
 - オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
 - カ 新株予約権者が死亡した場合。
 - キ 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。
- 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第4回新株予約権（平成27年2月25日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成27年4月22日取締役会決議）

| | 中間会計期間末現在 （平成28年5月31日） | 提出日の前月末現在 （平成28年7月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 35,000（注）1 | 34,900（注）1 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 35,000（注）1 | 34,900（注）1 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 7,000（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成28年2月8日 至 平成36年2月7日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 7,329 資本組入額 3,665 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

- ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。
 - イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
 - ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
 - エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。
 - オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
 - カ 新株予約権者が死亡した場合。
 - キ 新株予約権者が、新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。
- 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第5回新株予約権（平成28年2月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年3月16日取締役会決議）

| | 中間会計期間末現在 （平成28年5月31日） | 提出日の前月末現在 （平成28年7月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 2,550（注）1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 2,550（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 11,000（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自 平成30年3月17日 至 平成37年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 11,000 資本組入額 5,500 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併継続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後行使価額} = & \hspace{10em} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

() 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。

ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社(「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。)の役員、従業員または顧問のいずれの地位をも喪失した場合。

イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。

ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。

エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。

オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。

カ 新株予約権者が死亡した場合。

キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。

() 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認(株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議)がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第6回新株予約権（平成28年2月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年3月16日取締役会決議）

| | 中間会計期間末現在 （平成28年5月31日） | 提出日の前月末現在 （平成28年7月31日） |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数（個） | 37,450（注）1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数（個） | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数（株） | 37,450（注）1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 11,000（注）2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成29年3月17日 至平成37年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 11,242 資本組入額 5,621 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | （注）5 | 同左 |

（注）1．新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割（株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併継続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2．新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価（上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。）を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後行使価額} = & \hspace{10em} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- () 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。
- ア 新株予約権者が当社、当社の子会社若しくは当社の関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社及び関連会社とする。）の役員、従業員または顧問のいずれの地位にある場合、当該地位を喪失した場合。
 - イ 新株予約権者が補助開始、保佐開始又は後見開始の審判を受けた場合。
 - ウ 新株予約権者が破産手続開始の決定を受けた場合。
 - エ 新株予約権者が当社と競業関係にある会社の役員、従業員、顧問又はコンサルタントに就いた場合。ただし、当社の取締役会の決議において、事前に承認された場合はこの限りでない。
 - オ 新株予約権者が法令若しくは当社の社内規程等に違反し、又は当社に対する背信行為があった場合。
 - カ 新株予約権者が死亡した場合。
 - キ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の規定に違反した場合。
- () 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第7回新株予約権（平成28年2月26日開催の定時株主総会決議及び普通株式種類株主総会決議に基づく平成28年3月16日取締役会決議）

| | 中間会計期間末現在 (平成28年5月31日) | 提出日の前月末現在 (平成28年7月31日) |
|--|---|---------------------------|
| 新株予約権の数(個) | 10,092(注)1 | 同左 |
| 新株予約権のうち自己新株予約権の数(個) | | |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式 | 同左 |
| 新株予約権の目的となる株式の数(株) | 10,092(注)1 | 同左 |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円) | 30,000(注)2 | 同左 |
| 新株予約権の行使期間 | 自平成30年3月17日 至平成37年3月16日 | 同左 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 30,090 資本組入額 15,045 | 同左 |
| 新株予約権の行使の条件 | (注)3 | 同左 |
| 新株予約権の譲渡に関する事項 | 譲渡により新株予約権を取得するには、当社取締役会の承認を受けなければならない。 | 同左 |
| 代用払込みに関する事項 | | |
| 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 | (注)5 | 同左 |

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的となる株式数は1株であります。ただし、新株予約権の発行日以降に、当社が株式分割(株式無償割当を含む。以下株式分割の記載につき同じ)又は株式併合を行う場合、新株予約権の目的である株式の数は次の算式により調整されるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においてはその基準日の翌日、当該株式併合においてはその効力発生時に、新株予約権のうち行使されていないものの目的である株式の数においてのみ行われ、調整の結果、1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、新株予約権の発行日以降に、当社が吸収合併存続会社となる吸収合併を行う場合、当社が株式交換完全親会社となる株式交換を行う場合、または当社が吸収分割承継会社となる吸収分割を行う場合、その他これらの場合に準じて新株予約権の目的である株式の数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める新株予約権の目的である株式の数の調整を行います。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権発行日後に当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとします。ただし、かかる調整は、当該株式分割においては、その基準日の翌日、株式併合においては、その効力発生時に行われるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が時価(上場前は「調整前行使価額」を時価とみなす。以下、同じ。)を下回る価額で当社普通株式につき、新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\begin{aligned} & \text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \\ \text{調整後行使価額} = & \hspace{10em} \text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数} \end{aligned}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式の普通株主へ配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

3. 新株予約権の行使の条件

- () 新株予約権者に以下のいずれかに該当する事由がある場合、新株予約権を行使することはできないものとする。
- ア 新株予約権者が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始若しくはこれらに類する手続の開始の決定を受けた場合。
 - イ 新株予約権者が解散の決議をした場合。
 - ウ 当社普通株式が国内外の金融商品取引市場において取引銘柄として上場されていない場合。
 - エ 新株予約権者が新株予約権者と当社との間で締結する新株予約権割当契約の重大な規定に違反した場合。
- () 上記の他、新株予約権の行使の条件は、新株予約権割当契約に定めるものとする。

4. 新株予約権の取得の条件

当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画、当社が完全子会社となる株式交換契約、又は株式移転計画につき株主総会で承認（株主総会の承認が不要な場合には取締役会の決議）がなされたときは、当社は、新株予約権を無償で取得することができる。

5. 組織再編時の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を交付することとする。この場合においては、本新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、一定の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金増減額 (千円) | 資本金残高 (千円) | 資本準備金 増減額 (千円) | 資本準備金 残高 (千円) |
|-------------------|-----------------------|---|----------------|---------------|----------------------|---------------------|
| 平成28年2月26日 (注) | - | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 丁種類株式 75,418 | - | 1,880,986 | 1,807,085 | 53,900 |

(注) 資本準備金額の減少

資本準備金1,860,986千円を1,807,085千円減少し、53,900千円といたしました。

(6) 【大株主の状況】

平成28年 5月31日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数 (株) | 発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%) |
|-------------------------|--------------------------------------|--------------|--------------------------------|
| 辻 庸介 | 東京都港区 | 161,160 | 20.17 |
| ジャフコSV4共有投資事業有限責任 組合 | 東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号 (株式会社ジャフコ内) | 144,902 | 18.14 |
| 浅野 千尋 | 東京都江東区 | 79,500 | 9.95 |
| 市川 貴志 | 東京都墨田区 | 58,300 | 7.30 |
| マネックスベンチャーズ株式会社 | 東京都千代田区麹町二丁目 4 番地 1 | 46,500 | 5.82 |
| 株式会社クレディセゾン | 東京都豊島区東池袋三丁目 1 番 1 号 | 40,000 | 5.01 |
| 株式会社静岡銀行 | 静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地 | 29,706 | 3.72 |
| SBIホールディングス株式会社 | 東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号 | 28,360 | 3.55 |
| 瀧 俊雄 | 東京都港区 | 25,800 | 3.23 |
| MSIVC2012V投資事業有限責任組合 | 東京都中央区八重洲二丁目 2 番10号 | 16,000 | 2.00 |
| 計 | - | 630,228 | 78.89 |

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成28年 5月31日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|--|---|-------------------------------|
| 無議決権株式 | - | - | - |
| 議決権制限株式(自己株式等) | - | - | - |
| 議決権制限株式(その他) | - | - | - |
| 完全議決権株式(自己株式等) | - | - | - |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 428,100 甲種類株式 64,000 乙種類株式 111,000 丙種類株式 120,400 丁種類株式 75,418 | 428,100 64,000 111,000 120,400 75,418 | 「1(1) 発行済株 式」の内容の記載を参 照 |
| 単元未満株式 | - | - | - |
| 発行済株式総数 | 798,918 | - | - |
| 総株主の議決権 | - | 798,918 | - |

【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【株価の推移】

当社株式は非上場でありますので、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券届出書の提出日後、当半期報告書提出日までの役員の移動は、次のとおりであります。

(1) 退任取締役（社外取締役）

| 氏名 | 退任年月日 |
|-------|--------------|
| 小林 孝雄 | 平成28年 8 月26日 |

(2) 移動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性 8 名 女性 0 名（役員の中の女性比率 - %）

第5【経理の状況】

1．中間財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）に基づいて作成しております。
- (2) 当半期報告書は、最初に提出するものであるため、前年同期との対比は行っておりません。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間会計期間（平成27年12月1日から平成28年5月31日まで）の中間財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより中間監査を受けております。

3．中間連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、中間連結財務諸表を作成しておりません。

1【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

(単位：千円)

| | 前事業年度 (平成27年11月30日) | 当中間会計期間 (平成28年5月31日) |
|---------------|------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 2,287,728 | 1,977,162 |
| 売掛金 | 66,202 | 115,852 |
| 仕掛品 | 4,195 | 2,617 |
| 前払費用 | 11,601 | 12,934 |
| その他 | 47,878 | 3,930 |
| 流動資産合計 | 2,417,606 | 2,112,498 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 22,083 | 22,083 |
| 減価償却累計額 | 2,272 | 4,054 |
| 建物(純額) | 19,811 | 18,029 |
| 工具、器具及び備品 | 9,910 | 11,704 |
| 減価償却累計額 | 2,240 | 3,847 |
| 工具、器具及び備品(純額) | 7,670 | 7,857 |
| 有形固定資産合計 | 27,481 | 25,886 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 15,035 | 30,027 |
| 敷金及び保証金 | 52,514 | 51,416 |
| その他 | 210 | 104 |
| 投資その他の資産合計 | 67,759 | 81,548 |
| 固定資産合計 | 95,241 | 107,435 |
| 資産合計 | 2,512,848 | 2,219,933 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 買掛金 | 24,251 | 24,260 |
| 短期借入金 | 254,000 | 128,000 |
| 未払金 | 43,354 | 55,835 |
| 未払費用 | 80,683 | 108,572 |
| 未払法人税等 | 9,231 | 4,907 |
| 預り金 | 4,299 | 7,302 |
| 前受収益 | 150,266 | 265,447 |
| その他 | 359 | 11,019 |
| 流動負債合計 | 566,446 | 605,346 |
| 負債合計 | 566,446 | 605,346 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 1,880,986 | 1,880,986 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 1,860,986 | 53,900 |
| 資本剰余金合計 | 1,860,986 | 53,900 |
| 利益剰余金 | | |
| その他利益剰余金 | | |
| 繰越利益剰余金 | 1,807,085 | 341,785 |
| 利益剰余金合計 | 1,807,085 | 341,785 |
| 株主資本合計 | 1,934,886 | 1,593,100 |
| 新株予約権 | 11,515 | 21,486 |
| 純資産合計 | 1,946,401 | 1,614,586 |
| 負債純資産合計 | 2,512,848 | 2,219,933 |

【中間損益計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日) |
|--------------|---|
| 売上高 | 581,023 |
| 売上原価 | 337,293 |
| 売上総利益 | 243,730 |
| 販売費及び一般管理費 | 582,078 |
| 営業損失() | 338,348 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 193 |
| 受取報奨金 | 277 |
| その他 | 108 |
| 営業外収益合計 | 579 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 1,974 |
| その他 | 152 |
| 営業外費用合計 | 2,126 |
| 経常損失() | 339,895 |
| 税引前中間純損失() | 339,895 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,890 |
| 中間純損失() | 341,785 |

【中間株主資本等変動計算書】

当中間会計期間（自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | 株主資本合計 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------------|-----------|-----------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金 繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 | |
| 当期首残高 | 1,880,986 | 1,860,986 | - | 1,860,986 | 1,807,085 | 1,807,085 | 1,934,886 |
| 当中間期変動額 | | | | | | | |
| 資本準備金の取崩 | | 1,807,085 | 1,807,085 | - | | | - |
| 欠損填補 | | | 1,807,085 | 1,807,085 | 1,807,085 | 1,807,085 | - |
| 中間純損失（ ） | | | | | 341,785 | 341,785 | 341,785 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | | | | | | | - |
| 当中間期変動額合計 | - | 1,807,085 | - | 1,807,085 | 1,465,299 | 1,465,299 | 341,785 |
| 当中間期末残高 | 1,880,986 | 53,900 | - | 53,900 | 341,785 | 341,785 | 1,593,100 |

（単位：千円）

| | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-----------------------|--------|-----------|
| 当期首残高 | 11,515 | 1,946,401 |
| 当中間期変動額 | | |
| 資本準備金の取崩 | | - |
| 欠損填補 | | - |
| 中間純損失（ ） | | 341,785 |
| 株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額） | 9,971 | 9,971 |
| 当中間期変動額合計 | 9,971 | 331,814 |
| 当中間期末残高 | 21,486 | 1,614,586 |

【中間キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日) |
|-------------------------|---|
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | |
| 税引前中間純損失() | 339,895 |
| 減価償却費 | 3,388 |
| 受取利息 | 193 |
| 支払利息 | 1,974 |
| 売上債権の増減額(は増加) | 49,649 |
| たな卸資産の増減額(は増加) | 1,578 |
| 仕入債務の増減額(は減少) | 9 |
| 前払費用の増減額(は増加) | 1,536 |
| 未収消費税等の増減額(は増加) | 45,770 |
| 未払金の増減額(は減少) | 13,284 |
| 未払費用の増減額(は減少) | 27,889 |
| 前受収益の増減額(は減少) | 115,181 |
| 預り金の増減額(は減少) | 3,002 |
| その他 | 6,350 |
| 小計 | 172,846 |
| 利息の受取額 | 193 |
| 利息の支払額 | 1,771 |
| 法人税等の支払額 | 2,319 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | 176,743 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | |
| 有形固定資産の取得による支出 | 2,663 |
| 投資有価証券の取得による支出 | 15,025 |
| 敷金及び保証金の差入による支出 | 105 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー | 17,793 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | |
| 短期借入金の返済による支出 | 126,000 |
| 新株予約権の発行による収入 | 9,971 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー | 116,028 |
| 現金及び現金同等物の増減額(は減少) | 310,566 |
| 現金及び現金同等物の期首残高 | 2,287,728 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高 | 1,977,162 |

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(中間貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法(ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)については定額法)を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 7～8年

工具、器具及び備品 4～8年

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 中間キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

5. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

消費税等の取扱い

当中間会計期間において仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| | 当事業年度期首株式数(株) | 当中間会計期間増加株式数(株) | 当中間会計期間減少株式数(株) | 当中間会計期間末株式数(株) |
|-------|---------------|-----------------|-----------------|----------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 428,100 | - | - | 428,100 |
| 甲種類株式 | 64,000 | - | - | 64,000 |
| 乙種類株式 | 111,000 | - | - | 111,000 |
| 丙種類株式 | 120,400 | - | - | 120,400 |
| 丁種類株式 | 75,418 | - | - | 75,418 |
| 合計 | 798,918 | - | - | 798,918 |
| 自己株式 | | | | |
| 普通株式 | - | - | - | - |
| 甲種類株式 | - | - | - | - |
| 乙種類株式 | - | - | - | - |
| 丙種類株式 | - | - | - | - |
| 丁種類株式 | - | - | - | - |
| 合計 | - | - | - | - |

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数(株) | | | | 当中間会計期間末残高(千円) |
|------|---------------------|------------------|--------------------|-----------|-----------|----------|----------------|
| | | | 当事業年度期首 | 当中間会計期間増加 | 当中間会計期間減少 | 当中間会計期間末 | |
| 提出会社 | ストック・オプションとしての新株予約権 | - | - | - | - | - | 21,486 |
| 合計 | | - | - | - | - | - | 21,486 |

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(中間キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の中間期末残高と中間貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日) |
|-----------|---|
| 現金及び預金勘定 | 1,977,162千円 |
| 現金及び現金同等物 | 1,977,162 |

(金融商品関係)

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注)2.参照)。

前事業年度(自 平成26年12月1日 至 平成27年11月30日)

| | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 2,287,728 | 2,287,728 | - |
| (2) 売掛金 | 66,202 | 66,202 | - |
| (3) 敷金及び保証金 | 52,514 | 52,082 | 432 |
| 資産計 | 2,406,445 | 2,406,013 | 432 |
| (1) 買掛金 | 24,251 | 24,251 | - |
| (2) 短期借入金 | 254,000 | 254,000 | - |
| (3) 未払金 | 43,354 | 43,354 | - |
| (4) 未払費用 | 80,683 | 80,683 | - |
| (5) 未払法人税等 | 9,231 | 9,231 | - |
| 負債計 | 411,520 | 411,520 | - |

当中間会計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日)

| | 中間貸借対照表計上額 (千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|--------------------|-----------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 1,977,162 | 1,977,162 | - |
| (2) 売掛金 | 115,852 | 115,852 | - |
| (3) 敷金及び保証金 | 51,416 | 51,416 | - |
| 資産計 | 2,144,431 | 2,144,431 | - |
| (1) 買掛金 | 24,260 | 24,260 | - |
| (2) 短期借入金 | 128,000 | 128,000 | - |
| (3) 未払金 | 55,835 | 55,835 | - |
| (4) 未払費用 | 108,572 | 108,572 | - |
| (5) 未払法人税等 | 4,907 | 4,907 | - |
| 負債計 | 321,576 | 321,576 | - |

(注)1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価格と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 敷金及び保証金

時価については、賃貸借契約の終了期間を考慮した敷金の返還予定時期に基づき、国債の利率で割り引いた現在価値によっております。なお、「貸借対照表計上額」及び「時価」については敷金の回収が最終的に見込めないと認められる部分の金額(資産除去債務の未償却残高)が含まれております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 千円)

| 区分 | 前事業年度 (平成27年11月30日) | 当中間会計期間 (平成28年5月31日) |
|-------|------------------------|-------------------------|
| 非上場株式 | 15,035 | 30,027 |

非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難であると認められるため、上表には含めておりません。

3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションに係る資産計上額及び科目名

(単位：千円)

| | 当中間会計期間 (自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日) |
|--------|---|
| 現金及び預金 | 9,971 |

2. 中間会計期間に付与したストック・オプションの内容

当中間会計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日)

ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。なお、平成29年6月24日付の株式分割(1株につき20株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

| | 第5回新株予約権 | 第6回新株予約権 |
|---------------------|---|-----------------------------------|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社社外取締役 2名 当社社外監査役 3名 社外協力者 39名 | 当社取締役 4名 当社従業員 55名 社外協力者 1名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 51,000株 | 普通株式 749,000株 |
| 付与日 | 平成28年3月23日 | 平成28年3月23日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 | 同左 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 | 同左 |
| 権利行使期間 | 自 平成30年3月17日 至 平成37年3月16日 | 自 平成29年3月17日 至 平成37年3月16日 |
| 権利行使価格(円) | 550円 | 550円 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | - | - |

| | 第7回新株予約権 |
|---------------------|---|
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社取引先 2名 |
| 株式の種類別のストック・オプションの数 | 普通株式 201,840株 |
| 付与日 | 平成28年3月23日 |
| 権利確定条件 | 「第4 提出会社の状況1. 株式等の状況 (2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。 |
| 対象勤務期間 | 対象勤務期間の定めはありません。 |
| 権利行使期間 | 自 平成30年3月17日 至 平成37年3月16日 |
| 権利行使価格(円) | 1,500円 |
| 付与日における公正な評価単価(円) | - |

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当中間会計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日)

当社はプラットフォームサービス事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

当中間会計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位:千円)

| | PFMサービス | MFクラウドサービス | その他 | 合計 |
|-----------|---------|------------|-------|---------|
| 外部顧客への売上高 | 302,442 | 273,166 | 5,414 | 581,023 |

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、記載事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため記載していません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間会計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間会計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間会計期間(自 平成27年12月1日 至 平成28年5月31日)

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

1 株当たり純資産額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (平成27年11月30日) | 当中間会計期間 (平成28年5月31日) |
|-------------------------------------|------------------------|-------------------------|
| 1 株当たり純資産額 | 105.42円 | 126.81円 |
| 純資産の部の合計額(千円) | 1,946,401 | 1,614,586 |
| 純資産の部の合計額から控除する金額 (千円) | 3,630,842 | 3,640,813 |
| (うち新株予約権)(千円) | (11,515) | (21,486) |
| (うち優先株式払込金額)(千円) | (3,619,327) | (3,619,327) |
| 普通株式に係る中間期末の純資産額(千円) | 1,684,440 | 2,026,226 |
| 1 株当たり純資産額の算定に用いられた 中間期末の株式の数(株) | 15,978,360 | 15,978,360 |

(注) 1. 当社は、平成26年12月15日付で株式1株につき100株の割合で、平成29年6月24日付で株式1株につき20株の割合で株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額を算定しております(以下同様)。

2. 当社は、種類株式を発行しておりますが、その株式の内容より「普通株式と同等の株式」として取り扱っていることから、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しております(以下同様)。

1 株当たり当期純損失金額()及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 当中間会計期間 (自平成27年12月1日 至平成28年5月31日) |
|---|---|
| 1 株当たり中間純損失金額() | 21.39円 |
| (算定上の基礎) | |
| 中間純損失金額()(千円) | 341,785 |
| 普通株主に帰属しない金額(千円) | - |
| 普通株式に係る中間純損失金額() (千円) | 341,785 |
| 普通株式の期中平均株式数(株) | 15,978,360 |
| 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり中間純利益金額の算定に含めな かった潜在株式の概要 | 新株予約権7種類(新株予約 権の数85,951個) なお、新株予約権の概要は 「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約 権等の状況」に記載のとおり であります。 |

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できず、かつ、1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

(重要な後発事象)

1. 第三者割当による新株式発行

当社は、平成28年9月15日開催の臨時株主総会及び同日開催の普通株主による種類株主総会、甲種類株主による種類株主総会、乙種類株主による種類株主総会、丙種類株主による種類株主総会、丁種類株主による種類株主総会において新株式発行に係る議案を可決承認いたしました。また、同日開催の臨時取締役会において第三者割当による新株式（戊種類株式）発行決議を行い、同日付で新株式割当先との間で、株式引受契約を締結し、平成28年9月23日までに払込みが完了しました。

(1) 戊種類株式に係る募集の概要

| | |
|-----------|--|
| 発行新株式数 | 戊種類株式 34,167株 |
| 発行価額 | 1株につき24,000円 |
| 発行総額 | 820,008千円 |
| 資本組入額 | 1株につき12,000円 |
| 募集等の方法 | 第三者割当の方法により割り当てる。 みずほFinTech投資事業有限責任組合に4,167株 株式会社北洋銀行に4,167株 FENOX VENTURE COMPANY X, L.P.に4,167株 FENOX VENTURE COMPANY XI, L.P.に4,167株 株式会社群馬銀行に4,166株 株式会社三越伊勢丹イノベーションズに4,166株 株式会社東邦銀行に2,917株 PT Karang Mas Investamalに2,084株 株式会社福井銀行に2,083株 株式会社滋賀銀行に1,250株 しがぎん成長戦略ファンド投資事業有限責任組合に833株 |
| 発行のスケジュール | 株主総会決議：平成28年9月15日 払込期日：平成28年9月23日 |
| その他 | 戊種類株式の剰余金の配当については、普通株式と同順位であり。それぞれ1株当たり同額の配当をし、残余財産の分配については、普通株式に先立つ優先権を有している。 戊種類株式には譲渡制限が付されている。 戊種類株式には、普通株式を対価とする取得条項が付されている。 |

(2) 資金の使途

システム開発費、広告宣伝費等に充当いたします。

2. 資金の借入

平成28年9月15日の取締役会決議により、当社の長期運転資金として、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。

| | |
|--------------------|---|
| (1) 借入先 | 株式会社日本政策金融公庫 |
| (2) 借入金額 | 300,000,000円 |
| (3) 借入実行日 | 平成28年9月30日 |
| (4) 借入期間 | 5年(期限一括返済) |
| (5) 利率 | 当初0.40%(1年ごとに、直近決算の業況に応じて、当面1年間適用する利率を4.25%、3.20%、0.40%のいずれかに見直し) |
| (6) 担保提供資産または保証の内容 | 無担保・無保証 |

平成28年11月21日の取締役会決議により、当社の長期運転資金として、以下のとおり資金の借入を行いました。

| | |
|--------------------|--------------|
| (1) 借入先 | 株式会社みずほ銀行 |
| (2) 借入金額 | 300,000,000円 |
| (3) 借入実行日 | 平成28年11月30日 |
| (4) 借入期間 | 5年(元金均等返済) |
| (5) 利率 | 基準金利+スプレッド |
| (6) 担保提供資産または保証の内容 | 無担保・無保証 |

3. 第8回ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成29年3月15日の取締役会において、当社の取締役及び従業員に対して、ストック・オプション(新株予約権)を発行することを決議いたしました。なお、以下の数字は平成29年6月24日付で実施した株式分割前の数字を記載しております。

(1) スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大のコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の取締役及び従業員に対してストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権の割当日

平成29年3月15日

(3) 新株予約権の総数

17,100個

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式17,100株(新株予約権1個につき1株)

(5) 新株予約権の割当対象者

当社の取締役及び従業員 85名

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないこととする。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

総額256,500,000円(1株15,000円)

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額

発行価格 : 1株につき15,000円

資本組入額 : 1株につき7,500円

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格の総額及び資本組入額の総額

発行価格の総額 : 256,500,000円

資本組入額の総額 : 128,250,000円

(10) 新株予約権の行使期間

平成32年3月15日から平成38年3月14日

(11) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権1個未満の行使はできない。詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。

(12) 新株予約権の譲渡に関する事項

当社取締役会の決議による承認を要する。

4. 第9回ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成29年3月15日の取締役会において、当社の社外取締役、監査役並びに社外協力者に対して、ストック・オプション(新株予約権)を発行することを決議いたしました。なお、以下の数字は平成29年6月24日付で実施した株式分割前の数字を記載しております。

(1) スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大のコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の社外取締役、監査役及び社外協力者に対してストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

- (2) 新株予約権の割当日
平成29年3月15日
- (3) 新株予約権の総数
1,550個
- (4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数
当社普通株式 1,550株 (新株予約権 1個につき1株)
- (5) 新株予約権の割当対象者
当社の社外取締役、監査役並びに社外協力者 11名
- (6) 新株予約権の払込金額
新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないこととする。
- (7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
総額23,250,000円 (1株15,000円)
- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額
発行価格 : 1株につき15,000円
資本組入額 : 1株につき 7,500円
- (9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格の総額及び資本組入額の総額
発行価格の総額 : 23,250,000円
資本組入額の総額 : 11,625,000円
- (10) 新株予約権の行使期間
平成32年3月15日から平成38年3月14日
- (11) 新株予約権の行使の条件
各新株予約権1個未満の行使はできない。詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。
- (12) 新株予約権の譲渡に関する事項
当社取締役会の決議による承認を要する。

5. 資本金の額の減少

当社は、平成29年4月4日開催の臨時株主総会において、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分について決議いたしました。

- (1) 資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分の目的
当社は、過年度において当期純損失を計上し、繰越利益剰余金の欠損額888,972千円を計上するに至っております。この欠損金を填補し財務体質の健全化を図ることを目的として、資本金及び資本準備金の額の減少並びに剰余金の処分を行うことといたしました。
- (2) 資本金の額の減少の内容
減少する資本金の額
資本金2,290,990千円を425,068千円減少して、1,865,921千円といたしました。
資本金の額の減少の方法
発行済株式総数に変更を生じるものではなく、資本金の額のみを減少し、資本準備金に振り替えました。
- (3) 資本準備金の額の減少の内容
減少する資本準備金の額
資本準備金888,972千円を全額減少して、0円といたしました。
資本準備金の額の減少の方法
資本準備金の額を減少し、その他資本剰余金に振り替えました。
- (4) 剰余金の処分の内容
会社法第452条の規定に基づき、資本金の額の減少の効力発生を条件に、その他資本剰余金のうち888,972千円を減少して繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当いたしました。
減少するその他資本剰余金の額
その他資本剰余金 888,972千円
増加する繰越利益剰余金の額
繰越利益剰余金 888,972千円

(5) 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の日程

取締役会決議日 平成29年3月15日
株主総会決議日 平成29年4月4日
債権者異議申述公告 平成29年4月12日
債権者異議申立最終期日 平成29年5月11日
減資の効力発生日 平成29年5月15日

6. 資金の借入

平成29年4月14日の取締役会決議により、当社の長期運転資金として、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。

| | |
|--------------------|--------------|
| (1) 借入先 | 株式会社三井住友銀行 |
| (2) 借入金額 | 300,000,000円 |
| (3) 借入実行日 | 平成29年4月28日 |
| (4) 借入期間 | 5年(元金均等返済) |
| (5) 利率 | 基準金利+スプレッド |
| (6) 担保提供資産または保証の内容 | 無担保・無保証 |

平成29年5月18日の取締役会決議により、当社の長期運転資金として、以下のとおり資金の借入を実行いたしました。

| | | |
|--------------------|--------------|---------------|
| (1) 借入先 | 株式会社静岡銀行 | 株式会社三菱東京UFJ銀行 |
| (2) 借入金額 | 300,000,000円 | 200,000,000円 |
| (3) 借入実行日 | 平成29年5月31日 | 平成29年5月31日 |
| (4) 借入期間 | 6年(元金均等返済) | 5年(元金均等返済) |
| (5) 利率 | 基準金利+スプレッド | 基準金利+スプレッド |
| (6) 担保提供資産または保証の内容 | 無担保・無保証 | 無担保・無保証 |

7. 発行可能株式総数の変更、株式分割、単元株制度の採用及び優先株式の普通株式との交換並びに自己株式(優先株式)の消却

当社は、平成29年6月23日開催の臨時株主総会において、発行可能株式総数の変更、株式分割の基準日の設定及び単元株制度の導入に関する定款の一部変更について決議するとともに、平成29年6月23日開催の臨時取締役会により、株式分割を実施することを決議しました。また、平成29年6月23日付で、定款及び取締役会決議に基づき甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式の取得条項を行使し、甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式のすべてを自己株式として取得し、その対価として普通株式を交付いたしました。なお、同日開催の臨時取締役会の決議により、同日付で会社法第178条に基づき自己株式として保有する甲種類株式、乙種類株式、丙種類株式、丁種類株式及び戊種類株式をすべて消却しております。

(1) 発行可能株式総数の変更

| 種類 | 変更前の発行可能株式総数(株) | 変更後の発行可能株式総数(株) |
|-------|-----------------|-----------------|
| 普通株式 | 800,000 | 1,712,400 |
| 甲種類株式 | 64,000 | 64,000 |
| 乙種類株式 | 130,000 | 130,000 |
| 丙種類株式 | 200,000 | 200,000 |
| 丁種類株式 | 80,000 | 80,000 |
| 戊種類株式 | 62,500 | 62,500 |
| 計 | 1,336,500 | 2,248,900 |

(2) 種類株式の普通株式との交換及び自己株式(優先株式)の消却

取得株式数

甲種類株式 64,000株

乙種類株式 111,000株

丙種類株式 120,400株

丁種類株式 75,418株

戊種類株式 34,167株

交換により交付した普通株式数

普通株式 404,985株

交付後の発行済普通株式数

833,085株

(3) 株式分割、単元株制度の採用

株式分割、単元株制度の採用の目的

当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数(売買単価)を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたしました。

株式分割の概要

・分割方法

平成29年6月23日開催の臨時株主総会決議により、株式分割の基準日として平成29年6月24日を設定し、同日開催の臨時取締役会決議により、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有株式数を1株につき20株の割合をもって分割いたしました。

・分割により増加する株式数

a. 株式分割前の発行済株式総数 833,085株

b. 今回の分割により増加する株式数 15,828,615株

c. 株式分割後の発行済株式総数 16,661,700株

d. 株式分割後の発行可能株式総数 44,978,000株

株式分割の効力発生日

平成29年6月24日

1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出してあり、これによる影響については、当該箇所に反映されております。

新株予約権の権利行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成29年6月24日の効力発生と同時に新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整しております。

| | 株主総会決議日 | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|----------|------------|---------|---------|
| 第1回新株予約権 | 平成25年3月8日 | 470円 | 24円 |
| 第2回新株予約権 | 平成26年1月30日 | 4,000円 | 200円 |
| 第3回新株予約権 | 平成27年2月25日 | 7,000円 | 350円 |
| 第4回新株予約権 | 平成27年2月25日 | 7,000円 | 350円 |
| 第5回新株予約権 | 平成28年2月26日 | 11,000円 | 550円 |
| 第6回新株予約権 | 平成28年2月26日 | 11,000円 | 550円 |
| 第7回新株予約権 | 平成28年2月26日 | 30,000円 | 1,500円 |
| 第8回新株予約権 | 平成29年2月28日 | 15,000円 | 750円 |
| 第9回新株予約権 | 平成29年2月28日 | 15,000円 | 750円 |

単元株制度の採用

・新設する単元株式の数

100株

・効力発生日

平成29年6月23日

8. 第10回ストック・オプションとしての新株予約権の発行

当社は、平成29年6月23日の取締役会において、当社の社外取締役に対して、ストック・オプション（新株予約権）を発行することを決議いたしました。なお、以下の数字は平成29年6月24日付で実施した株式分割前の数字を記載しております。

(1) スtock・オプションとしての新株予約権を発行する理由

中長期的な当社の企業価値の増大を目指すに当たって、より一層意欲及び士気を向上させ、業績拡大のコミットメントをさらに高めることを目的として、当社の社外取締役に対してストック・オプションとしての新株予約権を無償で発行するものであります。

(2) 新株予約権の割当日

平成29年6月23日

(3) 新株予約権の総数

200個

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式200株（新株予約権1個につき1株）

(5) 新株予約権の割当対象者

当社の社外取締役 1名

(6) 新株予約権の払込金額

新株予約権と引き換えに金銭の払込を要しないこととする。

(7) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

総額3,000,000円（1株15,000円）

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格及び資本組入額

発行価格：1株につき15,000円

資本組入額：1株につき7,500円

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価格の総額及び資本組入額の総額

発行価格の総額：3,000,000円

資本組入額の総額：1,500,000円

(10) 新株予約権の行使期間

平成32年6月23日から平成38年6月22日

(11) 新株予約権の行使の条件

各新株予約権1個未満の行使はできない。詳細条件及びその他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受ける者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定める。

(12) 新株予約権の譲渡に関する事項

当社取締役会の決議による承認を要する。

(13) 新株予約権の権利行使価額の調整

平成29年6月24日付けで普通株式1株につき20株の割合で株式分割を行っております。これに伴い新株予約権の1株当たりの行使価額を以下のとおり調整いたしました。

| | 株主総会決議日 | 調整前行使価額 | 調整後行使価額 |
|-----------|------------|---------|---------|
| 第10回新株予約権 | 平成29年6月23日 | 15,000円 | 750円 |

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の参考情報】

中間会計期間の開始日から本半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年8月10日関東財務局長に提出。
- (2) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年8月10日関東財務局長に提出。
- (3) 有価証券報告書及びその添付書類
(第5期)(自平成27年12月1日 至 平成28年11月30日)平成29年8月10日関東財務局長に提出。
- (4) 有価証券届出書及びその添付書類
平成29年8月10日関東財務局長に提出。
- (5) 四半期報告書
第6期第1四半期(自平成28年12月1日 至 平成29年2月28日)平成29年8月10日関東財務局長に提出。
- (6) 四半期報告書
第6期第2四半期(自平成29年3月1日 至 平成29年5月31日)平成29年8月10日関東財務局長に提出。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年7月31日

株式会社マネーフォワード

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉村 孝郎 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 淡島 國和 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社マネーフォワードの平成27年12月1日から平成28年11月30日までの第5期事業年度の中間会計期間（平成27年12月1日から平成28年5月31日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、中間キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社マネーフォワードの平成28年5月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成27年12月1日から平成28年5月31日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は半期報告書提出会社が別途保管しております。
2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれておりません。